

県南広域振興局長告示第22号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、介護扶助及び介護支援給付のための介護予防又は介護予防支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成22年2月9日

県南広域振興局長 藤 尾 善 一

1 介護予防訪問看護

介護予防事業者		介護予防事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
財団法人総合花巻病院	花巻市花城町4番28号	総合花巻病院訪問看護ステーション	花巻市花城町4番28号	平成21年2月5日

2 地域包括支援センター

介護予防支援事業者		介護予防支援事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
社会福祉法人つくし会	一関市真柴字爪木立43番地102	高齢者総合相談センター さくらまち（地域包括支援センター）	一関市三関字桜町36番地3	平成22年1月1日
一関市社会福祉協議会	一関市城内1番36号	高齢者総合相談センター しぶたみ（地域包括支援センター）	一関市大東町渋民字大洞地55番地8	〃